(G) 七年目については、百六十トン
(H) 八年目については、百七十トン
(I) 九年目については、百八十トン
(J) 十年目については、百九十トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二百トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十六・三パーセントから十三・二パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(38)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(39)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、四千トン
(B) 二年目については、五千トン
(C) 三年目については、五千八百トン
(D) 四年目については、六千六百トン
(E) 五年目については、七千四百トン
(F) 六年目については、八千二百トン
(G) 七年目については、八千九百トン
(H) 八年目については、九千七百トン
(I) 九年目については、一万五百トン
(J) 十年目については、一万千三百トン
(K) 十一年目については、一万二千百トン
(L) 十二年目については、一万二千九百トン
(M) 十三年目については、一万三千七百トン
(N) 十四年目については、一万四千五百トン
(O) 十五年目については、一万五千三百トン
(P) 十六年目については、一万六千百トン
(Q) 十七年目については、一万六千八百トン
(R) 十八年目については、一万七千六百トン
(S) 十九年目については、一万八千四百トン
(T) 二十年目については、一万九千二百トン
(U) 二十一年目及びそれ以降の各年については、二万トン

(ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、プロセスチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(39)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(40)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、二百トン
(B) 二年目については、二百八十トン
(C) 三年目については、三百六十トン
(D) 四年目については、四百四十トン
(E) 五年目については、五百二十トン
(F) 六年目については、六百トン
(G) 七年目については、六百八十トン
(H) 八年目については、七百六十トン
(I) 九年目については、八百四十トン
(J) 十年目については、九百二十トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、千トン

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から二十五・一パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる二十五・一パーセントから十三・二パーセントまでの十回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(40)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(41)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、五十トン
(B) 二年目については、五十五トン
(C) 三年目については、六十トン
(D) 四年目については、六十五トン
(E) 五年目については、七十トン
(F) 六年目については、七十五トン
(G) 七年目については、八十トン
(H) 八年目については、八十五トン
(I) 九年目については、九十トン
(J) 十年目については、九十五トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、百トン

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる四十パーセントから二十パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(41)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。